格差と貧困の克服を目指して

弁護士 宮 尾 耕 二

■ 社会権って何だっけ?

ご来場の皆様、おかげさまでこの連続学習会も3回目となりました。本日お話させていただくのは、学校で皆さんが「社会権」として教わった権利についてです」。

最近、この権利について、「あれ?」と思う世論調査記事がありました。それは、朝日新聞の2016年4月8日の記事です。それによると、18歳・19歳向けの世論調査で「今の政治で、力を入れて欲しいと思うのはどれですか」という問いに対して、「景気・雇用」と回答したのが72%。「年金・医療など社会保障」と回答したのが61%。これに対して「憲法」と回答したのは、たったの13%ⁱⁱ。つまり、「景気・雇用」「社会保障」は憲法の問題ではないと思われているということになります。この調査では、収入などの「格差」について「行き過ぎている」と考える人が59%に達しているのにもかかわらず…です。

そこで、おさらいを致しましょう。本日 無料で配布させていただいている弁護士会 作成の冊子「憲法って、何だろう?」の9 頁では、社会権について次のように紹介し ています。

「住むところがない人は、自由?」「学校へ 行かせてもらえなかった人は、自由?」「働 かされすぎて死んでしまった人は、自由?」 「仕事がない人は、自由?」「好きでこうな ったわけじゃない」「こういう人たちを助けてこそリーダー」「これは、弱い人たちの権利」「それが、社会権です」。

そして、その頁の下には、憲法25条1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との条文を引用しています。この権利は、「生存権」として知られていて、社会権の中核的規定といってよいでしょう。

ただ、お手元の資料にあるように、社会権はこれだけではなくて、「教育を受ける権利」(26条1項)「勤労の権利」(27条)、「労働基本権」(28条)とセットで規定されています。「教育」が重視されるのは、人間の自由や幸福は、豊かな知識と教養を前提にしてはじめて有意義に実現されるからですⁱⁱⁱ。読み書きができなければ、スマホで「ライン」もできませんよね。また、「勤労」「労働」の問題が重視されるのは、現代では国民の大半ivが給料(賃金)を得て生活しており、「労働のあり方」が「生活」に直結するからです。

ただ、これら「社会権」が憲法の体系に加えられたのは、20世紀になってからのことです。比較的最近だと言えるでしょう。そして、これが加わることによって、「近代」立憲主義は、「現代」立憲主義へと変容したと言われます。

この変化を「福祉国家化」とか「積極国 家化」と呼ぶ事も多いのですが、その道の りは簡単なものではありませんでした。な ぜなら、この変化は、この連続講座の第2 回で学んだ「権力への盾となる」という憲 法の役割と矛盾するところがあるからです。 すなわち、国家権力は個人の私的空間に介 入してはならないーこれが立憲主義のスタートだったはずです。しかし、社会福祉を 実現するためには、国家権力が私的空間に 介入しなければなりません。立憲主義の本 来の精神と福祉国家の要請をどこでバラン スさせるか? これは、極めて難しい問題 です。

このさじ加減を間違えると、私的空間が 全て国家権力によって支配されてしまいます。世界で初めて「生存権」を謳ったドイツ・ワイマール憲法の下で、ヒトラーとナチス・ドイツの独裁が誕生したのは偶然ではありません。

他方、現在の日本、そして世界で政治に 強い影響を与えている「新自由主義」と呼 ばれるアメリカ発の経済的潮流にも疑問を 呈さざるを得ません。これは、「社会福祉は 国家による窃盗だ」とまで言う「市場原理 主義」だといわれています^{vi}。この考えが支 配するところでは、社会権の居場所はあり ません。これが、先ほど紹介した青年達の 意識にも反映し、現代社会に様々なひずみ を生んでいるのだと思います。

日本で意識的に新自由主義的な政策、すなわち「規制緩和」とか「構造改革」と呼ばれる政策が取られるようになったのは1990年代からです。それがジワジワと影響を広げ、日本テレビが「ネットカフェ難民」という番組で、「見えないホームレス」の存在を報道し、大反響を呼んだのが2007年。リーマンショックを受けて大量の派遣切りが生じ、「年越し派遣村」が誕生し

たのが2008年。「一億総中流」の時代は 終わり、「貧困」が身近な問題となってきた。

他方、増え続ける大企業の内部留保や、 課税逃れのタックスへイブン、「パナマ文書」 などについての報道を見ると、何のかんの 言っても、お金はあるところにはある。そ れゆえ、貧困と並んで「格差」も社会問題 になるのです。

では、それにどんな憲法的意味があるのか。それを考えるために、まず、近代の時代に遡って、その「光と影」について考えてみることに致しましょう。

■ 近代の光

- 「黒船」に日本人は何を見たのか

「近代の光」について語るとき、幕末の 日本、そして明治維新の時代、当時の日本 人が当時の「西欧列強」に何を見ていたか? ーという視点で考えるとわかりやすいと思 います。

一言で言えば、ペリーの「黒船」に象徴 される**圧倒的な国力の差**ですね。日本が鎖 国した時代には西洋諸国と日本の国力に大 した差はなかった。なのに、今やとても太 刀打ちできない差ができてしまっている。 それはなぜだろうか?

まず、倒幕を断行した政治家たちから見 えていたのは、「中央集権国家」という国の 形だったと思います。強大な国家権力の下 に、何千万人という国民が一つにまとまっ ている。それに比べて、日本はバラバラで はないか。外国から見れば、将軍と天皇の 関係もよくわからない。有力藩の殿様達の 意見もなかなかまとまらない。こんなこと では日本が植民地にされてしまう。その危機感が天皇を中心とした中央集権の確立の原動力になったのだと思います。

他方、民間人である福沢諭吉たちが見ていたのは、国民の意識の差でした。彼は、彼がいうところの「ミッヅル・カラッス」^{vii} (ミドルクラス・中産階級)、今で言うところの「独立した個人」の「自由」が生み出す「イノベーション」の力が西欧列強の国力の源だと見抜いていました。福沢の「学問のススメ」には「一身独立して一国独立する」「文明の根本は人民独立の気力にあり」「西洋の文明は人民より起こる」という有名な言葉がありますが^{viii}、それは「今までのようなお上頼みの百姓根性ではだめだ」ということを訴えるものでした^{ix}。

これは少々わかりにくいでしょうから補足しましょう。ヨーロッパやアメリカで劇的な変化が起きたのはいわゆる「市民革命」の時代です。そこで生まれた「自由な個人」が活躍するのは「市場」です。これは大規模な「分業と交換のシステム」と言っては、個人は、中世的なしがらみにとらわれず、好きなところで、好きな職業につき、創意工夫して自分の個性と能力を開花させることができる。自分の人生を生ききることができる。今で言うところの「自己実現」ですね。

「絵本」の2頁には「あなたは、あなたの人生の主人公」というタイトルのページがありますが、これは、この「自己実現」のイメージをかみ砕いて表現したものです。人間は、その歴史上はじめて、個々の個性や能力を自由に解放することができる体制を手に入れた*。それが「爆発的」ともいっ

てよい社会の技術的・経済的発展の原動力にもなりました*¹。これに対して、日本では、まだその力を解放し切れていなかった*¹。 そのことによって、気の遠くなるような「国力の差」がついてしまっていたのではないかと思います。

■ 近代の影-貧困と格差

しかし、近代という時代は、**大きな影**も 抱えていました。それが**格差と貧困**です。

当時の労働者がおかれた状況を知る手がかりの一つに、各国で制定された「工場法」は1833年、明治政府が廃藩置県を断行する約40年前のイギリスで制定されました。そこでは、9歳未満の児童の労働を禁止することと、9~18歳未満の児童の労働時間を過69時間以内に制限することが決動られていました。週69時間といえば、7日間フルに働いても一日約10時間です。まして、9歳未満の子供を働かせるなど、今では考えられない。しかし、当時はそれを超えることがアタリマエだった。だからを超えることがアタリマエだった。だからこそ、法律で禁止する必要があったのです。

資本主義は労働者がいなければなりたちません。その労働者がこのような過酷な状況におかれていたことは、近代社会がそのままでは持続できない問題点を抱えていたというべきでしょう^{xiii}。

■ ロシア革命の衝撃

労働組合等の運動もありましたが、19 世紀を通じて、格差と貧困の問題に対する 対策が十分に講じられていたとはいえませ h.

そこに、根本的な衝撃を与えたのが19 17年の「ロシア革命」と、(狭義の)社会 主義国家の誕生でしたxiv。格差と貧困の問題に真剣に取り組まなければ、自分の国でも革命が起きてしまう。その政治的圧力が、各国をして、格差と貧困に向けての取り組み(いわゆる社会政策)に向かわせました。

一例を挙げますと、労働時間の問題があります。革命ロシアは、1917年、全労働者を対象にした「8時間労働制」を宣言します。それを受けて、「8時間労働制」はわずか数年のうちに、ヨーロッパ大陸のほぼ全土に広まりました。

大げさにいえば、ロシア革命は、「ポスト 近代」への突破口となったということがで きましょう*vxvi。

■ ポスト近代の2つのあり方

ただし、この革命は、ロシア以外の国に 波及することはありませんでしたxvii。

各国がさらなる試練にさらされたのは、 1929年の**世界恐慌**のときです。

このときの各国の対応は、大きく2つに分かれました。ドイツのナチズム路線と、アメリカのニュー・ディール路線ですxviii。この二つの路線の違いは「個人の自由」を完全に否定しまうかどうかにありました。

まず、ナチズムから見てみましょう。ナチズムというのはナチス、つまりヒトラーが率いた政党の名前に由来しています。この政党のフルネームは「国家社会主義ドイツ労働者党」あるいは「民族社会主義労働者党」と言いますxix。ヒトラーが「社会主

義」を標榜していたことは意外でしょう**。 ヒトラーが独裁者となったのは1933 年に「全権委任法」が成立したときです。 国民の側からすると、第一次世界大戦の敗 北と帝政の崩壊、天文学的なインフレ、世 界恐慌による経済的大混乱と立て続けに苦 境に見舞われて絶望的な気分になっていた ところへ、「得体はしれないけれどなにかや ってくれそう」なヒトラー***iが「救世主」 に見えたのかもしれません**ii。

そして、ヒトラーはその期待に答えて、 街から失業者を消し、政治的なゴタゴタも 解決し、見事に社会を安定させました。安 定しているように思わせたーと言う方が正 確かもしれませんが…xxiii。いずれにせよ、 ヒトラー独裁政権の前半における国民の満 足度がとても高かったのは事実ですxxiv。また、NHKで放送された「新・映像の世紀 第3集時代は独裁者を求めた」では、アメ リカにおいてすら、ヒトラー政権を支持す る著名人一たとえば「翼よ、あれがパリの 灯だ」のリンドバーグ飛行士とか、自動車 王のフォードとかーがいたことが紹介され ています。

さて、この政権を特徴付けたのは、徹底 した民族主義***と、戦争でした。

第2回の学習会で「社会契約論に立たない国家観」についてご質問がありましたね。その典型の一つが、国家とは「民族共同体」であるというナチズムの思想です。これは、この連続講座の第4回のテーマですから深入りしませんが、ナチズムにおいて、国家は「民族共同体」という、有機的な一体としての共同体***・つまり一種の生物のようにイメージされます。国民1人1人には、その細胞としての価値しかありません****ii。

「民族の繁栄のためなら喜んで命を捧げるべき」という論理の中に、個人、あるいは その自由が生き残る余地はなくなってしまったのですxxviii、xxix。

また、この発想は「平等」という概念も 破壊してしまいます。ナチスは、民族の発 展と優生学の視点から、「人間の価値には差 がある」と公然と語っていました。ナチス といえばユダヤ人の大量虐殺が有名ですが、 実は、それに先だって、障害者の安楽死政 策が進められていた(T4作戦)ことを忘 れてはいけません***。

そして、戦争です。ヒトラーは、劣悪な 民族は滅ぼされて当然という思考の持ち主 ですから、ごく初期から、「民族の生存圏の 拡大」を構想しています。早い話が「ドイ ツ民族」の繁栄のために、劣った民族の土 地を侵略するということです。ご存じのよ うに、ヒトラーはこれを実践し、大戦争の 末に、国家を破綻させてしまいました。

さて、ポスト近代のもう一つのモデルは アメリカにありました。それが、ルーズベ ルト大統領が行ったニュー・ディール政策 です。

ここで、ナチズムと同じ展開をたどらなかったのは、市民革命の経験の有無のせいだったのかもしれません。あるいは国土の豊かさのゆえだったかもしれません。ただ、直接的には最高裁判所の違憲立法審査権の存在が大きかったと思います。

ニュー・ディール政策も政府が社会経済 に積極的に介入する政策だったのですが、 最初、連邦最高裁判所は、これに関連する 法律を、ことごとく違憲無効としました。 かくして、大統領と最高裁との間ですさま じい権力闘争が繰り広げられたのですが、 結局、政府の行う経済的自由への規制については広い裁量を認める(原則として合憲) かわりに、表現の自由や集会の自由などの 精神的自由権への制限については最高裁が 厳格な基準で臨む(原則として違憲)とい うところで「手打ち」がなされましたxxxi。

この経験は、福祉国家(社会国家)理念、 裁判所の違憲立法審査権、表現の自由等の 重視という形で、戦後の世界の憲法一現代 立憲主義のあり方に大きな影響を与えてい ます。最後の点は、この連続講座の第5回 で詳しく論じることになりますが、これら 3つの理念が、実は相互に深く関連してい るということを覚えておかれるのは有意義 なことだと思います。

そして、このニュー・ディール路線が、 戦後資本主義諸国の標準とされたのです xxxii。

■ 25条の誕生

では、**日本の場合**はどうだったか? 結 論からいえば、先ほどの分類で言うところ のナチズム路線に走った訳です。

世界恐慌は日本にも波及し、昭和恐慌が 起きました。農村では「娘売ります」の看 板まで出た。これに対して政府は「無策」 でした。それにかわって、貧困にあえぐ大 衆のための社会変革を唱えたのが、軍部、 特に陸軍でした。当時、貧乏だけれど頭の いい青年たちは、ことごとく士官学校へ進 学していたからです。彼らは、5.15事 件、2.26事件を起こし、満州事変、シ ナ事変という侵略戦争を次々と起こしてい きました。そして、この動きを、多くの大 衆が支持していたのも事実ですxxxiii。

憲法的にも、大正デモクラシー以来の伝統は、徹底して破壊されました****iv。日本でも、ドイツ同様、民族概念****が個人という概念を圧殺してしまいました****i。「お国のため」に最後の1人まで闘って死ねということが公然と語られました。

戦後、日本国憲法が制定されるにあたり、アメリカのニュー・ディールモデルは大いに参考にされました。その中で福祉国家理念も取り入れられ、先ほど紹介した社会権の諸規定ももうけられたのですが、映画にもされたように、25条1項の制定過程を見ると、むしろ日本人が活躍しているのが注目されますxxxvii。

25条1項では「権利」が規定されていますが、ワイマール憲法ですら、そこまでは規定していませんxxxviii。本家ドイツのボン基本法で生存権規定が承継されなかったこともあって、生存権を「権利」として規定する25条1項は、世界的にも珍しい、先駆的な規定となりましたxxxix。

かくして、新憲法の下、ヨーロッパに比べれば見劣りするものの、高度経済成長のおかげもあって、「福祉国家」が一応は実現され、「一億総中流」なる言葉が流行する時代を迎えることができたのです。

■「貧困」の実情

しかしながら、冒頭でお話したように、 今や「格差と貧困」が世の中を覆っている。 福祉関係の皆様からいろいろ資料をいただいて、数字を確認しましたが、いや、改めて整理してみると、これはすごい。90年 代半ばから、いろいろな数字が悪化してい る。しかも、全年齢層を通じて、です。

お手元に「格差・貧困一覧表」というの をお配りしました。2次資料ばかりなので 不正確なところもあるかもしれませんから ご注意いただきたいのですが、大体の傾向 ははっきりと出ていると思います。

まず、働く世代の所得が落ちている。ピーク時に比べて平均年収が約50万円も減少しています。その主たる原因は「非正規労働者」の増大ですx1。かつては禁止されていた派遣労働者などが激増して、今や、約4割。一年通して働いているのに年収が200万円を切る「ワーキングプア」が100万人を越えている。

これは、いわゆる「子供の貧困」にも直結します。子供に収入はありませんから、親の貧困のあおりをもろに受けます。特に、ひとり親家庭(一主としてシングルマザーでしょう)の貧困率が5割を超えている。女性の非正規労働率が高い上に、男女の賃金に格差があるからでしょう。それが、子供の健康や学力にも悪影響を与えているのです。

他方、「中流」家庭も大変です。そもそも 年収500万~1000万円の所得者が8 割に減少している。しかも、こういう所帯 で家計を圧迫しているのが教育費です。学 歴と非正規雇用割合には、残酷なまでに相 関関係がありますから、ワーキングプアに させないようにするには大学進学をさせな ければならない。その学費たるや、すさま じい。年収400万円あっても、子供2人 を大学に進学させると生活保護基準以下の 生活となってしまうといいます。

では、高齢者はどうか。年金が下がって います。低金利のせいで利子所得も下がっ ています。「下流老人」と呼ばれる生活保護 基準以下の高齢者が340万人。そのうち 生活保護を受けているのは100万人に過 ぎません。

また、全世代を通じて言えることは、支 出が増えていることです。消費税はもちろ ん、公共料金や社会保険料も上がっていま す。物価も上がっている。特に、節約した くてもできない生活必需品ーたとえば食料 品等が値上がりしている。これは、アベノ ミクスが成果として誇る「円安」の結果で もあります。

さらに深刻なのは、セーフティネットが 崩壊していることです。社会保険料が高す ぎるために、保険のシステムから排除され る人が増えている。特に国民健康保険の保 険料算定方法に欠陥があることもあって、 年収200万円でも30万円も社会保険料 がかかるといいます。これでは保険料が払 えません。

そうなると、残るは生活保護ですが、これを受けると、車が使えないとか、生活にいろいろ制約が出てきます。しかも、「水際作戦」とかいって、とにかく保護を受けさせない。違法であってでもです。それゆえ、2007年の時点で、世帯所得が生活保護基準以下の所帯が全世帯の12.4%もあるのに、実際に生活保護を受けている世帯は2.2%しかないーと言います。

この生活保護行政の病的な状況は、自民 党の改憲案にも反映しています。そもそも 違法を承知でなぜ「水際作戦」なんかをす るかというと、本来国の事業であるはずの 生活保護事業において保護費の 1/4 が市町 村負担とされているからです。どこの自治 体も財政は破綻寸前。何とか負担を減らそ うと、必死なのです。悲しくなるような話 ですね。

ところが、自民党の改憲案では、それを 社会保障全般に押し広げようとしている。 自民党の改憲案はHPで公開されています から、皆さんよく見てください。なるほど 見た目、25条は変わっていない。でも、 地方自治の所がやたら充実している。簡単 に言えば、住民に身近な行政=社会保障は、 国ではなく、財政基盤の弱い市町村が責任 を持つ。市町村が責任を負いきれないとこ ろは受益者負担で補いなさい。これが、自 民党改憲案に書かれていることであり^{xli}、 「地方分権」を大義に現実に行われようと していることなのです^{xlii}。

■ 「貧困問題」の本質は何か

ただ、深く考えると「貧困とは何か?」という問題に突き当たります。世界には1日オニギリ1個分くらいのお金(1.25ドル/日)で暮らしている人が14億人もいるといいます。それに比べれば、日本の「貧困」など、大したことはない。「そんなの甘えている」という誹謗中傷がネットで飛び交うゆえんでもあります。

しかし、結論から言えば、時代と国を超えて妥当する「絶対的」な基準などないのです。その国の、その時代において、相対的に決まる。現代日本において、一日にオニギリ1個のお金では、健康で文化的な最低限の生活を送ることは出来ない。では「貧困」とはそもそも何なのか?

実は、この問題は、憲法25条1項の生存権が憲法上どのように位置づけられるのか?ーという本質的問題にも関連してきます。そして、この点について、憲法学者の間でも見解が分かれていた。ただ、現在は、まず13条の「個人」の「自由」や「幸福追求権」があり、それを下支えするために25条1項の生存権が存在するのだという考えxliiiが有力になっていますしxliv、私もそれを支持しますxlv。

言い換えますと、ホームレスの人たちには居住移転の自由も、職業選択の自由もないのです。あるいは、正社員でお金はあっても、過労死するまで働かせられる人に自由はありません。つまり、貧困の本質は「不自由」なのですxlvi。

さらに、湯浅誠氏は、ある人が貧困状態に陥るまでには、普通、「五重の排除」を受けていると指摘しています**1vii。すなわち、①教育課程からの排除、②企業福祉からの排除、③家族福祉からの排除、④公的福祉からの排除、そして⑤自分自身からの排除一です。この⑤の指摘は鋭い。曰く、何のために生きるのか、働くのが分からない精神状態に追い込まれる。「死ねないから生きているにすぎない」といった精神状態にまで追い込まれるーというのです。

このような状態では、「自由」も「自己実現」もあったものではありません。これを放置することは立派な人権侵害なのです。

また、このことは**社会全体にも悪影響**を 及ぼします。

先ほど、「近代の光」として、個人の自由 と自己実現が生み出すイノベーションの力 こそ、社会、そして国家の原動力になるの だと言いました。だとすれば、現在の貧困 = 不自由の中で、どれだけの才能が埋もれたまま姿を消していることか。

また、もっと具体的な話として、**少子高齢化**の問題があります。非正規労働者は結婚できないという残酷な数字がありますが、教育費のことを考えれば仕方ないでしょう。かつて、資本主義国家が社会政策を行うのは「労働力の再生産」を可能にするためだという議論がありましたが、そんな100年前の議論*\viiiを思い出さなければならないほど、急激に子供の数、就労人口が激減しつつある。今や、日本人は、絶滅危惧種なのです。

さらに、追い詰められた社会的弱者が、 自己の苦境の原因を「よそ者」や隣国の行動に求め、幻想的な「国民的一体性」に救いを求める傾向があるーとの指摘**ixも重要です。自分からも排除されるような厳しい境遇にあるものにとって、唯一、無条件に認められるのは「日本人」であることです。そこに存在意義を見いだし、在日韓国朝鮮人や中国の悪口を言うことに生きがいを感じる。これは、ヒトラーや軍部を独走させた心理に通じるものがあるのではないかと危惧せざるを得ません。

■ 「格差問題」の本質は何か

次に「格差」の問題です。貧困は相対的な概念ですから、元来、貧困問題と格差問題とを分けては論じられないはずです¹。それでも貧困とは別に「格差」を論じるのはなぜでしょうか。

これは、突き詰めれば、憲法が「自由」 とは別に「平等」を保障しているのはなぜ

か? - という問題に通じます¹ⁱ。市民革命の時代、すでに「自由」と「平等」はセットで語られていました。また、「平等」の起源は古くて、ギリシャの時代から論じられていたといいます¹ⁱⁱ。そして、学者さん達は、自由の他に平等が保障されるのは「人間の根本」に関わる-とおっしゃるのですが、その根本が何かについては、語ってくださらない。

そこで、進化論の本などを読みあさった 結果を、私流にまとめてみますと、人間と いう生物の特徴は、①道具を作り、②言葉 を話し、③宴会をするサルだーと要約でき ると思います¹¹¹¹。

「平等」に関わるのは③の「宴会」です ね。人間の親戚であるゴリラもチンパンジ ーも一緒に向かい合って食事をすることを しないのだそうです。目の前に仲間がいて も、自分の食べ物を分けたりしない。人間 は違いますよね。「分かち合う心」^{liv}という のがある。腹が減っていても、一人で食べ るより二人で、三人で食べる。みんな平等 に食べる。その方が楽しい。逆に、もし、 独り占めしたら、「食い物の恨みは恐ろし い」。逆に制裁を受けます。そして、この「分 かち合う心」こそが、厳しい環境を生き抜 いてきたご先祖様の知恵であり、私たちの DNAに刻み込まれている。 裏返せば、人 類の歴史の大半において、一つの共同体(群 れ、集団)の中では、平等が徹底されてい **た**ということです。

しかし、農耕社会の発達とともに、「身分」 が生まれてきた。これをどう考えるか? おそらく、違う身分の人間は、同じ土地に 住んでいても、「違う世界」に住む人達であ り、「仲間」ではない。複数の共同体が上下 に併存していた。それで安定が保たれていたのだと思います」で、しかし、最初に「黒船」の話をしましたが、そんなバラバラの状態では「中央集権国家」はできない。何千万と言う人が一つの「国民」になることはできない。だからこそ、明治政府は真っ先に身分制度を廃止したのです。

では、現代に身分が復活したらどうなる か。おそらく国民国家が崩壊する。これが 「格差」問題が持つ根本的問題です^{1vi}。

ある労働法学者は、非正規労働者はもはや一つの「身分」になりつつあると指摘しています^{1vii}。他方で、2012年から2016年の4年間で、富裕層^{1viii}の資産は2倍になったと言われます。法人まで目を配ると、大企業の内部留保一平たく言えば「儲けの蓄え」一がうなぎ登りに増えて、今や300兆円を超えている。これは、民間労働者の年間総賃金額より100兆円も多いのです。

このような格差が進行していったとき、 果たして日本列島に住む人々が一つの「国 民」「日本人」としてのまとまりを保ち続け ることができるか。難しい言葉でいうと、 「国民統合」を維持できるかどうか。

国民統合が失われた例はいくらでもあります。たとえば、内戦が続くシリアなどはその典型ですね。また、格差と貧困が進む中で、「裏社会」が力を持ち、表政府と対立すると言うのも一つのパターンです。最近では、フィリピンがそうでしょう。麻薬と賄賂が蔓延する中で「麻薬犯は殺してもいい」「警察でなくても殺してもいい」というドゥテルテ大統領が登場した。「治安の維持」と「人権」とを両天秤にかけなければならないところまで追い詰められている。その

こと自体、**「国の壊れ方」の一つ**だと思います^{lix}。

ただ、日本もフィリピンのことを笑って

はいられません。「テロ」や「組織犯罪」対策を口実に、「盗聴法」が「大改正」され、「共謀罪」が上程されようとしている。これらの法律は憲法上重大な問題を抱えています。これが強行されようとしている構図は、フィリピンに通じるところがあるので

■ 震源地はどこか

はないでしょうか^{1x}。

さて、暗い話が続きましたが、**格差と貧 困が社会問題となってきたのは比較的最近** です。では、何が起きたのか。

ヒントは、日本だけではなく、世界中で同じような問題が起きつつあることです。結論から言えば、グローバリゼーション^{1xi}、特に「多国籍企業」の登場と「金融市場の異常な拡大」が、21世紀型格差と貧困を生み出している主犯だと思います。

「多国籍企業」の定義もいろいろありますが、「多数の国家に拠点を持ち、世界的な事業活動を展開する巨大企業」といったところが最大公約数でしょうか。これが登場したのは、ソ連が崩壊し、世界市場が登場したのとほぼ同じ時期だと言われています lxii。

その本質は、事業を展開する国、税金を納める国を自由に選べるというところにあるでしょう。

日本の大企業も、1985年のプラザ合 意による急激な円高を受けて「xiii、事業拠点 を海外に移転せざるをえず、多国籍企業へ と変貌してゆきました^{1xiv}。「産業空洞化」 と言う言葉を覚えておられる方も多いでしょうが、これは**多国籍企業化の裏返し**の言 葉なのですね。

さて、多国籍企業の誕生は、企業と国家の力関係を逆転させてしまいました。国家は多国籍企業に、私の国で事業をして、税金を納めてくださいとお願いする立場になった。今、世界中の国が、「世界で一番企業が活躍しやすい国」になることーすなわち、「法人税減税」と「規制緩和」を争っていますが、これは、企業呼び込みのためのダンピング競争とも言えます。規制緩和が一律にダメだとはいいませんが、要は、賃金コスト、社会保障コスト、環境コストを負担させないという意味合いの物が多い。

一例が、日本の労働規制緩和です。たとえば、先ほど、非正規雇用の増大が格差と貧困の元凶の一つだと言いましたが、これは、国策で作り出したものです¹xv。もっといえば、1995年に当時の日本経営者団体連盟(経団連)が提唱した「新しい雇用システム」を丸呑みしたものです¹xvi。その象徴が、派遣労働の解禁です。かつて派遣労働は原則禁止されていたのに、今や原則合法になっている。そして、その目的は、人件費削減です。

そのことが見事に現れている<u>図表</u>があります。お手元の「内部留保金・非正規数・賃金総額の推移」という図表を見てください。1986年から2014年にかけて、見事に、非正規労働者数が増え、民間労働者の総賃金が減り、大企業の内部留保額が増えていることがわかります。そして、総賃金と内部留保の額が逆転していること、つまり日本経済が縮小したからではなく、

利益の分配の割合が変わったことが「貧困」 を生み出す原因であることがおわかりいた だけると思います。

また、法人税減税ということで言えば、 法人税減税分を何で補填しているか。実は、 結果的には消費税なのです。多くの資料が、 消費税が導入された1989年から現在ま での消費税収の額と、同期間に企業が納め る税金減少分とが、ほぼ一致していること を示しています。よく、「安定した社会保障 を実現するため消費税の導入が必要」と言 われますが、その前に「法人税を減らして も」という一語を挿入しなければ正確では ありません「xvii。

このような矛盾は、日本だけで起きてい るのではありません^{1xviii}。アメリカ大統領 選挙で**トランプ候補**が当選したのには驚き ましたが、選挙期間中、彼が NAFTA (ナフ タ:北米自由貿易協定)をこき下ろしてい たのは不思議でした。NAFTA とは、簡単に いえばアメリカ、カナダ、メキシコの間で 貿易と投資を行う際の障壁(たとえば関税) をなくす協定です。私がうすうすと認識し ていたところでは、この協定はアメリカの 独り勝ち。メキシコボロ負け。なのに、な んでトランプさんは文句をいうのか。調べ てみると、なるほど、まず、この協定でボ ロボロにされたのは、メキシコの地場産業、 特に農業です。安い人件費を目当てに移転 してきた**アメリカの大企業**にはとてもたち うちできない。メキシコからアメリカへの 不法移民の多くは、NAFTA で喰えなくなっ **たメキシコ人**なのですね^{lxix}。ところが、**ア** メリカからすると、これは産業空洞化です。 特に製造業の労働者を失業が直撃した。し かも、メキシコからの不法移民が安い賃金 で働くものだから、賃金相場がどんどん落ちる。かくして、怒れる白人労働者は、トランプ節にかけたわけです。つまり、この問題の本質は、アメリカ vs メキシコという国レベルの対立の構図ではなく、両国の国境をまたぐ多国籍企業と両国の庶民との対立だと言わなければなりません。それに対して「アメリカ・ファースト」というトランプ氏の公約が、かみあっているのか、大いに疑問ですが…1xx。

問題にかみあっていないということでいえば、日本のアベノミクスもそうですね。 その政策の中身を具体的に論評する時間はありませんが、私は、短期間で円安に誘導し、企業の業績を上げ、株高をもたらす金融市場への「口先介入」としてはほぼ満点を差し上げたいと思います「xxi。そこらへん、民主党政権に比べれば、実にうまい。しかし、長期的には、格差貧困問解を解決することは出来ない。結局、残るのは、量的緩和のために発生した莫大な国債だけではないかーという気がいたします「xxii。

ただ、あえてトランプ氏や安倍総理を弁護するならば、異常に膨張した金融市場が、各国の政府に対し、長期的展望に立った対策を打つことを許さない時代であるということも指摘しなければなりません^{1xxiii}。

いまや、物を作ったり売ったりする実体 経済をはるかに上回る規模で金融資産やマネーが世界をかけまわっています。GDP と金融資産の額を比較すると、世界全体で は後者が372%、日本では544%に達 しています^{1xxiv}。この**莫大なマネーが、超短** 期的な視点で世界を駆け回っている^{1xxv}。トランプ氏が大統領になる前から、「トランプ 相場」で市場が沸き立っているのは象徴的です。裏返せば、長期的に見ていくら優れた政策であっても、目先の新しさ、パンチがなければダメ。金融市場から株安や円高といった「制裁」を食らってしまい、沈没してしまうわけです。

■ おわりに

そろそろ、この話を終わらせなければなりません。最後に、これからの取り組みのヒントとして、いくつかのことを述べさせていただきたいと思います。

まず、格差と貧困は憲法の問題だということです。歴史をふりかえれば、独裁者の登場や戦争と格差・貧困とが密接に関連している。それに対して憲法も条文を設けている。ところが、「憲法でメシは食えない」というのが多くの国民の意識です。安保法が強行採決され、南スーダンに自衛隊が派遣されても内閣支持率が落ちない理由の一つはここでしょう。これを克服しなければいけない「xxxi。

次に、今の格差と貧困の原因は、人間が作ったシステムだということです。隕石が落ちてきたからでもなければ、気候変動があったからでもない。そうであれば、人間に解決できないはずはない。「xxvii

その文脈で、あたかも「勝ち組」のように語った**多国籍企業や金融市場も、実は苦しんでいる**という視点も重要だと思います。 格差や貧困が社会全体で見てマイナスだということはすでに述べましたが、**多国籍企業とて、地球の外で経営することはできな** い。そのマイナスの影響を受けるのです。 また、各国で貧困が進めば、モノが売れない、需要が不足する。優秀な労働力なるものも確保できない。その奪い合いの消耗戦の末に、名だたる大企業が経営難に陥っている。金融市場とて、「カジノ」と呼ばれるような不安定な状態が不正常だということは金持ち自身が自覚しているでしょう。しかし、一つの企業、独りの大金持ちだけでこの異常な状態を正常化することはできないlxxviii。そこから逃れるためには適切な「規制」が必要なのです。これを正常化するためには、民衆の力、民主主義の力が必要だということですlxxix。

ただ、そのとき気をつけなければならないのは、ナチスの経験です。経済を立て直すという幻想をふりまくポピュリストが登場する危険も肌で感じます「xxx。第5回の学習会で論じられることですが、格差と貧困を克服するためとはいえ、開かれた言論空間がゆがめられ、精神的自由権までもが制約されるようなことがゆめゆめあってはならない。まして、戦争に頼ってはならない。その一線を守り切れるかどうか、主権者としての国民の力量が鋭く問われているのだと思います「xxxi。

そして、最後に。「幸福」や「生きがい」は、格差と貧困を克服した向こう側にあるのではない。それを克服する過程の中にこそ、ある。この問題のみならず、いろいろな社会的問題に向き合う中で、いろいろな人たちと出会い、助け合う。実は、そのこと自体の中に、憲法13条のいう「幸福」あるいは「生きがい」がある。なぜなら、

すから。

絵本の11頁に「あなたは ほかのひと をしあわせにすることでしあわせになれる」 ます。 「他の人の不幸をわかちあって 自分の不

人間は「言葉を話し、宴会をするサル」で 幸を乗り越えられる」「それが 生きがいで す」と書かれていることを紹介させていた だいて、本日の講義を終わらせていただき

ご静聴、ありがとうございました。

i 本稿をまとめるにあたり、多くの文献に示唆を得た。

まず、経済の状況については

「99%のための経済学入門(第2版)」 山田博文著(大月書店)

に多くの示唆を得た。

また、社会権の本質のみならず人権の基礎理論についても大きな示唆を得たのが 「労働法の基礎構造」 西谷敏著 法律文化社 であった。

社会国家に至るまでの過程をナチズムとニュー・ディールの2つのタイプに分類する発想は、もはや「古典」というべき

「比較憲法(全訂第三版)」 樋口陽一著 青林書院

によった。また、ニュー・ディール政策と表現の自由、違憲立法審査権との関係について は

「古典で読む憲法」 曽我部真裕外編 有斐閣 から学んだ。

このほかに、憲法の基本書として

「憲法(第三版)」 佐藤幸治著 青林書院

「憲法(第三版)」 樋口陽一著 創文社

「憲法(第2版)」 辻村みよ子 日本評論社

を主として参照した。必ずしも最新の版を取り寄せられているわけではないがご容赦いただきたい。

また、社会権は、自由や平等の根源的部分を問い直す課題であるため、これを考えるにあたり、「人間とは何か」という問題を避けて通れない。その際

「ヒューマン なぜヒトは人間になれたのか」 NHK スペシャル取材班 角川書店 「ビッグヒストリー」 デヴィッド・クリスチャンほか 明石書店

が多いに役立った。後者はビッグバンから始まる宇宙の歴史と人間の歴史を統合しようと する意欲作であるが、「イノベーション」に関する記述には大いに刺激された。

また、戦前のドイツについては、主として

「ヒトラーとナチス・ドイツ」 石田勇治著 講談社現代新書 によっている。

- iii 佐藤「憲法」626 頁
- iv 現代日本では、生活費を給与(賃金)として受け取るのが最も一般的で、6350 万人(上掲山田「99%」 $19\sim20$ 頁)。
- v 樋口「比較憲法」は「第三章 近代立憲主義の現代的危機」の冒頭(第一節)に「ドイツーワイマール憲法とその崩壊」の項をもうけ、詳細な議論を展開している。その 169 頁では、「消極国家観を前提にして組み立てられた近代立憲主義の体系と、積極国家観に対応する憲法の現代的ありかたとは、順接続的関係にあるのではなく、両者の間にはしばしば、緊張関係がある」と指摘している。
- vi 新自由主義については、上掲山田「99%」23頁のコラム「市場原理主義の経済学の群像」がコンパクトにまとまっている。個人的には、ケインズ理論が1970年代の「スタグフ

レーション」に対応できなかったことから、フリードマンをリーダーとするシカゴ学派が唱えはじめ、1980年代のレーガン、サッチャー政権が採用した学説であると理解しているが、私の浅学の故、不明な点も多い。例えば、市場原理主義という以上は、競争の果てに必然的に登場し自由競争を阻害する「私的独占」に対する規制(日本では「独占禁止法」)は無条件に認めるのかーと思いきや、必ずしもそうではない。彼らの論じる「独占禁止」の矛先は、大企業ではなく、むしろ労働組合や中小零細業者の自衛的取り決めだけに向けられるようである(近年の我が国の「司法制度改革」にもそのような面があった)。しばしば新自由主義は「先祖返り」だと評価されることがあるが、古典派経済学の始祖であるアダム・スミスが現代によみがえったらどのように論評するであろうか。あくまで私の直感であるが、新自由主義には、市場というシステムを重視する余り、その中で活躍する個人(人間)への配慮が決定的に足りないように思われる。

- vii 講談社学術文庫版「学問のすすめ」82頁
- viii いずれも、上記講談社学術文庫版の現代語訳による
- ix 但し、現在「個人」と訳されている Individual なる概念は、福沢達にとっても非常に理解しにくい概念だったという。「個人」という言葉が辞書に載るようになったのは、ずっと後のことである。
- x ただし、これは過去の時代に比べてーという意味である。実際には、近代以降も、そして現在も、自由の恩恵に浴していない人々は多数存在する。
- xi 「イノベーション」innovation というのは、日本語に訳しづらい言葉である。Wikipedia では、以下のように説明されている。・・・イノベーション(英:)とは、物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為)のこと。一般には新しい技術の発明を指すと誤解されているが、それだけでなく新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

上掲「ビッグヒストリー」は、人類史を俯瞰するキーワードの一つとして、この「イノベーション」という概念を位置づけている。その問題意識は同書の各部に現れているが、特に「近代革命」に関する序章(254~256頁)を参照されたい。古い時代(農耕社会)においては、新しいアイデアや方法、新しい宗教や技術、イノベーション全体に対して風当たりが強かった。それが商業活動を積極的に支援する支配者や政府が登場し、個々人のイノベーションを強く促進する競争市場が確立されることによって、社会全体のイノベーションも急激に進んだというのである(短いスペースでは要約しきれないので、ぜひ、原著にあたっていただきたい)

同書の議論を「個人の自由」や、その目的の一つである「自己実現」との関係で論じたのは、私のデフォルメである。ただ、同書にもそれを示唆する記述は各所にある。特にヒントになったのは、ソ連型社会主義に関する記述である(「ビッグヒストリー」326-327 頁)。同書は、ロシア革命とその後の体制について一定の評価をしつつ、1970 年代以降経済成長率が徐々に低下したことがソ連崩壊の一因であったと分析し、「ソ連における成長率鈍化の原因は目立たないが根深い部分にあり、近代世界における成長の性質について重要な教訓を残している」「その理由は人間の根本にかかわるものだ。人をむち打って溝を掘らせることはできるが、人をむち打って創造的なイノベーションに向かわせることはできない。」と

述べる。生産手段の国有化と計画経済を特徴とするソ連型社会主義においては個人の自由はプチブル的なものとして否定されてきた。また、ソ連・東欧を旅した経験を持つ私の知人が共通して語るのは「暗かった」「活気がなかった」というものである。その知識とビッグヒストリーの記述との組み合わせると、同書のいう(個人レベルでの)「イノベーション」と、憲法学でいうところの「個人の自由」そして「自己実現」とは、同じではなくとも、密接な関連を有しているのではないか?ーとの問題意識が生まれるのである。

ちなみに、その関連で想起されるのが、アダム・スミスやトクヴィルが指摘した「奴隷労働の生産性の低さ」である。生産物を取り上げられてしまう奴隷にとって、生産性を上げるべく努力するメリットはない。これに対し、自由が認められ、イノベーションに向けての努力が報われる状態となったとき、生産性は飛躍的に向上するのである。

ただ、人間が何故に「自己実現」を強く要求し、「イノベーション」に対する能力あるいは情熱をもつのか。その理由ないし起源は未解明である。「ビッグヒストリー」においても「人間の根本にかかわる」と記述されてだけである。実際、同書で指摘されているとおり、近現代に比べて、旧石器時代あるいは農耕文明時代のイノベーションの速度は極めて遅い。しかも、古代の生活を送る部族の生活に特徴的なのは「最も嫌われるのはケチと自慢」であり、「最悪なのは身勝手に村の生活の歩調を乱す人」だという(上掲「ヒューマン」34頁)。つまり旧石器時代の人びとの生活は、平等ではあったが、ひどく不自由であり、自己実現は許されなかったようである。その中で、なぜ、かような能力が発達してきたのか。「道具を使うサル」であることと関連性があるのだろうか? この点は、今後の宿題・課題である。

xii 網野善彦氏が強調するように、中世日本にも活発な商業活動は存在した。特に、江戸時代ともなると、近代の一歩手前の状態にまでなっていた。しかし、天才浮世絵師「東洲斎写楽」が、「身分」という中世的制約のために筆を折らざるを得なかったーというエピソードが当時の状況を物語っている(写楽については諸説あるが、阿波徳島藩主蜂須賀家お抱えの能役者斎藤十郎兵衛であったとする説が有力である)。

xiii 本文で述べたのは近代立憲主義の危機の一断面に過ぎない。人一般の権利としての人権を掲げる近代立憲主義が、実は、ブルジョワジーによる労働者の収奪、男性による女性支配、先進国による植民地支配の実態をおおいかくすイデオロギーに他ならないという批判にさらされた。樋口「憲法」13頁参照。

xiv 「社会主義」の用語も実は多義的であり、ロシア革命で誕生した「ソ連型社会主義」は、その一類型である。これは、労働者階級の独裁(共産党独裁)、生産手段の国有化、計画経済を柱とするものであった。この体制に対する評価はとても難しい。帝政ロシアは近代化に遅れた国であった。仮に革命が起きていなかったと仮定したら、まがりなりにもアメリカと対峙する大国となりえたであろうか。あるいは現在のロシアは存続しえたであろうか? ということを考えると、一定の評価をせざるを得ない。しかし、この体制は、権力制限と根本的になじまず、個人の自由や自己実現は制約された。それゆえ、一定の近代化を成し遂げた後、イノベーションを継続できず、「息切れ」を起こしたともいうことができる。これに対して革命中国は、ソ連型社会主義を模倣したものの、実は、その徹底の度合い、実践の期間は低く、短かったと言われる。それゆえ、「改革・開放」の名の下に、市場経済を部分的に導入し、共産党独裁と「両立」させることに「成功」しているように見える。しかも、もともと国土・人口の規模が桁外れであるため、「大国」として存在感を高めている。だが、一定の近代化を達成したがゆえにこそ、今後もソ連の轍を踏まずに「独裁」体制を継続しうるのかという難しい課題に直面せざるを得ないであろう。

- w あともう一つ、正面から認めたくないことではあるが、社会政策を一般化させた原動力となったのは「戦争」である。古くは富国強兵のため、第一次世界大戦後は国家総動員の戦争を戦い抜くために、各国家は社会政策に取り組まざるを得なかった。
- xvi ソ連の存在は、「巨悪」とされつつ、資本主義国家のあり方にプレッシャーを与え続けた。 ソ連が崩壊した時期と、新自由主義が世界を席巻する時期とが一致するのは偶然ではない と思われる。
- xvii 正確には、当時の発達した資本主義国には波及しなかった。世界同時革命は失敗に終わったのである。ただし、発達の遅れた国においては工業化を進めるにあたり「ソ連モデル」を採用した(押しつけられた)国もあったが、それは後年のことである。
- xviii この分類は、上掲樋口「比較憲法」436-437頁。また樋口「憲法」34~37頁も同旨。
- xix これは、ドイツ語で、「国民」「国家」「民族」が峻別されていないことによる。これは、日本でも同様であり、現在においても民族の意味で国民という言葉が使われることがある。ナチスの主張に照らせば、「民族社会主義労働者党」の方が正確だと思うが、一般には「国家社会主義労働者党」の訳の方がポピュラーなようである。
- xx 但し、ヒトラーは徹底した反共産主義者でもあった。階級闘争という思考は、民族の 分断をあおるものだったからである。
- xxi ヒトラーが首相になったのは、ヒンデンブルク大統領に指名されたからである。だが、 この時点でヒトラーには何の実績も無かった。
- xxii 上掲石田 168 頁、205 頁など
- xxiii ヒトラーの成果が、「政府のプロパガンダ」によって誇張されていることをわすれてはいけない。ただ、それによって国民の主観的満足度が上がったのは事実である。
- xxiv 1951年の西ドイツで実施された世論調査では、20世紀の中で最もうまくいった時期はいつかという問いに、回答者の40%もの人々がナチ時代の前半を挙げたという(上掲石田191頁)
- *** ナチスと民族 象徴的なところでは、1933年の選挙では、ナチスは、投票前の官製選挙キャンペーンで「ひとつの民族、ひとりの指導者、ひとつのヤー(ja)!」をスローガンとしていた(上掲石田 176頁)。また、上掲石田は、ヒトラーの政治思想の特徴として、「強者は必ず弱者に勝利する、という社会ダーウイニズム的な発想」「アーリア人は他のどの人種よりも優秀だとする思い込み」「歴史発展の原理は民族にあり、国家は民族の維持・強化のために役立たなければならないという信念」「議会主義は無責任体制を意味し、民族を全体として代表するひとりの指導者の人格的責任において万事が決定されるべきだとする指導者原理」「社会的、階級的な相違を越える統一体としての民族共同体を創造する、という願望」をあげている(同73頁)。また、フォルクスゲマインシャフト=民族共同体概念については、同214頁以下が詳しい。ちなみに、フォルクVolk概念は多義的で、民族、国民、人民、民衆という4つの意味を持つことに注意。これは日本の「国民」概念の多義性に通じるところがある。
- xxvi 上記曽我部ら「古典で読む憲法」(有斐閣) 96 頁~

xxvii 国家有機体説 国家を一つの有機体とみる学説。国家は独自に成長発展する生物のような存在であり、国民は、それ自身では生命を維持できない一細胞として、ごく一部の機能を担うにすぎないとする。

xxviii ヒトラーがフォルクスゲマインシャフト(民族共同体)について語るとき、「ヴァイマル共和国ではなぜ国民の分裂が生じたか。それは西欧的な自由主義・個人主義が利益政治・政党政治を生み、民族の一体性を砕き、国民の連帯を断ち切ったからだ」「ドイツ国民よ。お前がひとつになれれば、お前は強くなれる」(上掲石田 215 頁)と繰り返していた。

xxix ナチズム確立後の思考になると、個人は VOLK (民族) のなかに完全に埋没し、「個人」と「社会」と「国家」の区別自体が原理的に消滅してしまった。-上掲樋口「比較憲法」 192 頁

xxx 民族概念に通底し、ホロコーストを引き起こしたレイシズム(人種主義)や、アーリア=ゲルマン神話については、上掲石田 256 頁以下が詳しい。また、「人の価値には生来の差がある」ことを強調する優生思想と安楽死殺害政策については、同 304~305 頁参照。

xxxi 上掲曽我部ら 139 頁~ほか

xxxiii 要するに、ドイツのヒトラーにかわるものが、軍隊だったということである。だから、その実践的行動の第一が戦争=満州事変となった。見方によっては、第二次世界大戦は、ドイツのポーランド侵攻のときではなく、1931年の満州事変から始まったという指摘もある(上掲「ビッグヒストリー」324頁)

xxxiv その分岐点になったのは、天皇機関説事件であったというのが通説である。

******* ドイツの場合はアーリア人種の流れを引くドイツ民族という人種的視点から民族が語られたのに対し、日本の場合は天皇崇拝=神権的国体概念をもとにした民族概念であることに差がある。ただ、民族が個人を封殺したという構図は同じである。現在でも13条の個人主義を敵視する保守的な議論が、意図的に「国民」と「民族」を同一の意味に用いているのはそれゆえである。

xxxvi ただ、日本の全体主義思想は、民族主義だけに支えられていたのではない。「忠孝一本」という言葉に凝縮された家父長的な価値観、国家=家族 というイデオロギーも重要な役割を果たしていた。保守的な論客が、現憲法 24条に強く反発するのもそれゆえである。ちなみに、「国家」という言葉が広く使われるようになったのは明治維新以降である。それまでは単なる「国」「クニ」が一般的であった。

xxxvii アメリカ憲法には25条に相応する条文はない。他方、戦前から、日本の知識層の間では、ワイマール憲法151条1項の「経済生活の秩序は、万人に、人間に値する生存を保障するという目的をもち、正義の諸原則に適うものでなければならない」という規定は有名だった。それを意識した鈴木安蔵氏や森戸辰男氏らが現在の25条1項の生みの親である。

xxxviii 樋口「憲法」280頁

xxxix 社会政策が憲法の基本的人権との関係で論じられる日本の特殊性については、上掲 西谷「労働法」19頁参照。

- xl 非正規労働の定義については、上掲西谷「労働法」187 頁以下参照。正社員の特徴は、 ①期間の定めのない労働契約、②直接雇用、③フルタイム労働である。そのいずれか一つ ないし複数を欠くのが非正規雇用である。①について労働者側からの解約権が認められて いるので、労働者にとってニーズがあるのは③の例外-短時間労働のみである。つまり、 非正規雇用は、主として雇う側の都合-人件費削減のために増加したのだと言える。
- xii 地方自治体、特に市町村に社会保障を押しつけると言う発想は、既に「新憲法草案」の段階でも明確に出ていた。その後明らかにされた「日本国憲法改正草案」では、本文で述べた趣旨が改正案 92 条 1 項・2 項、及び 96 条 1 項に顕れている。なお、この点は、神戸大学名誉教授の二宮厚美氏から御教示いただいた。
- xlii これも、二宮厚美氏より教示された視点である。
- xliii 「生存権」の系譜については、上掲西谷「労働法」86 頁以下に詳しい。
- xliv 佐藤「憲法」385 頁も同旨
- xlv 私が学習会などでしばしば出くわすのは「尊厳」という言葉に過度に依存した議論である。なるほど、尊厳と言う言葉が、社会保障的発想に感覚的になじむのは理解できる。ただし、「尊厳」という言葉自体には、「尊く、厳かである」(大切である)と言う意味しかない。「〇〇の尊厳」と言う表現の〇〇にこそ、意味がある(一かつて「天皇の尊厳」という言葉もあった)。その場合、多くの人が「人間の尊厳」を思い浮かべるであろう。なるほど、この言葉が、近代、特にカントによって使われるようになってからは、ここに言う「人間」は、独立して個性を有する「個人」と同義である。その限りで「人間の尊厳」と憲法13条の「個人の尊重」(正確には「個人としての尊重」)を区別する必要はない。

だが、「人間の尊厳」という概念は、キリスト教と同じ長さの歴史を持つ。様々な時代に、様々な意味合いにおいて使われてきた。それゆえ、その解釈について「正解」はない。そのため、イラク戦争後に出された複数の改憲案において、「なぜ人間(あるいは個人)に尊厳が認められるのか?」という問題提起を通じて、全体主義的発想を正当化する傾向が見られた(曰く、国家を含む「みんな」に奉仕するからこそ尊厳が認められる。国家を含む「みんな」に奉仕しない者には尊厳は認められない!)。私が「人間の尊厳」という言葉を極力使わないようにしているのは、それゆえである。

だが、上掲西谷「労働法」94 頁以下の記述は、多くの国際条約において「人間の尊厳」がキーワードとなっていることを指摘する。同書は、「人間の尊厳」と「個人の尊重」の関係についての学説状況なども紹介している。西谷氏自身は「人間の尊厳」と「個人の尊重」を同一視する説に立っているが、同書の分類によれば、私自身の考えは樋口陽一氏の説(99頁)に近い。すなわち、「個人」の存在を論理的前提に置いた上で、その個人の意思に基づく自己決定を可能にする法形式としての「人権」、自己決定によって確保されるべき実質としての「人間の尊厳」と整理したうえで、両者が対立することもありえ、個人の自己決定は人間の尊厳の観点からする制約を免れない(104 頁)という考えである。

なぜか? なるほど、「人間の尊厳」なる曖昧な人権制約原理を認めることに一定の危険

性があることは承知している。しかし、長らく憲法と向き合ってきた私にとって、「自己決定」あるいは「自己実現」をなしえない状態にある人々ーたとえば重度の認知症の老人たちーの人権をどう積極的に裏付けるのか、が悩みの種であった。現在の少子高齢化問題に対する「劇薬」として、90年代から、「人生の終わらせ方の自由」(ーカネがない者には安楽死する自由を与えよー!)が語られてきていることに対して、どう反論するのか? 試みに、「ナチスの安楽死政策とどこが違うのか」と反論したところ、友人から「重度精神障害者と違い、数が違う。国家財政が破綻してしまう」と再反論されたとき、私は言葉を失った。

だが、今、おぼろげながら思いが及ぶのは「人間の尊厳」である。西谷氏は、「人間の尊厳」が現代で語られるとき、戦争や事故による「大量の人命の喪失」がそのきっかけになっていると指摘する。私なりに意訳すれば、人がモノのように破棄されることへの嫌悪感であろうか。そう考えると、樋口氏が、「人間の尊厳により自己決定が制約される」場面の一例として、「クローン人間製造」の例を挙げるのは理解できる(人間なのかモノなのか分からぬものを製造してはならぬ!)。

この点で、「痴呆という病」を受容すべきは本人ではなく、彼らとかかわる人たち、さらに地域、社会全体である-という指摘は示唆に富む(「痴呆を生きるということ」小澤勲著岩波新書 217~218 頁)。

問われるのは、「自己決定」あるいは「自己実現」をなしえない状態にある人たちに対する、私たち自身の「自己決定」ないし「社会決定」なのである。誰もが「死」と「衰え」を避けられないにもかかわらず、「カネがないなら安楽死を」ーという「大量の人命の喪失」を選択する決定をなすことは正しいのだろうか。経済的合理性の名の下に、モノ扱いをしていないだろうか(リストラあるいは「ゴミ」の投棄!)。

他方、同書は、「ぼけても心は生きている」「ぼけても安心して暮らせる社会を」と論じているが、それは単に「カネをかけよ」という意味と同義ではないことに注意する必要がある。本質的なことは、「痴呆」を、誰もが通りぬける「自然な過程」の一つとして受け入れる社会ができるかである。これは、自然な過程として衰え、死ぬことができる「安心」とは何か? —と言う問題につながろう。グチャグチャ書いたが、まだまだ、答えは遠いようである。

xlvi 貧困を端的に「不自由」と規定することは、二宮厚美氏とシンポジウムで討論させて いただいた際に至った結論である。

xlvii 上掲山田「99%」83頁

xlviii 100 年前の議論とは、1930 年代から展開された「社会政策の本質論争」における大河内理論を念頭に置いている。

xlix 「民族とネイション-ナショナリズムという難問」 塩川伸明著 岩波新書 146 頁

1 これは、平等の側からも言える。格差の度合いを示すものとして「ジニ係数」という概念があるが、その算出の過程では、絶対的な富の量は全く問題とされない。集団全体の富の多寡を問わず、その偏在の度合いを係数として算出し(理論値は0から1)、0.4を超えると集団の安定性が失われるという。裏返せば、全員が貧しくとも等しく貧しければ不満は生じないし、最底辺のメンバーがほかの集団から見れば十分に豊かであっても、富の偏在があれば、その集団は安定性を失うのである。

li 実際、多くの憲法問題では、自由と平等が両方問題とされる。仮定の話として、「女性

は弁護士になれない」という法律が作られたとする。これに対してAさんという女性が違憲を主張するときには、①この法律はAさんの職業選択の「自由」を侵害するという組み立てと、②女性であることを理由とする「差別」(不平等)だという組み立ての両方が可能である。どちらも憲法違反であることは明らかであるが、その意味するところは違う。その違いの本質が、貧困と格差の問題の違いにも通じる。

lii 辻村「憲法」 198 頁

iii ③の「宴会」をするサルというのは、京都大学の総長でゴリラ研究の第一人者である山極壽一(やまぎわ じゅいち)氏のコラムから拝借した。学問的に共同性とか社会性などと難しい言葉で語られる概念を見事に一言で言い表していると思われる。

liv これについては、上掲「ヒューマン」第1章「協力する人・アフリカからの旅立ち~ 分かち合う心の進化~」が詳しく論じている。

№ それに類似するものとして、現代社会における国家間の格差がある。1日にオニギリ 1個で暮らす人々が14億人いても、表だった問題が起きないのは、未だ「地球人」が一 つの「共同体」となっていないからであり、別な世界の問題ととらえられているからであ ろう。それがよいことだとは決して言えないが…。

|vi 本文では「平等」の定義について明記する余地がない。だが、平等とは「皆同じ」になることではない。それでは各人の「個性」が否定されてしまう。「絵本」で平等について論じるとき、「みんな、違う顔をしている」と明記したのはそれゆえである。

しばしば「運動会の徒競走で皆を1位にするのはナンセンスだ」という議論があるが、 それは平等の意味をゆがめている。私自身、徒競走には苦い思い出しかないが、「徒競走」 =足の速さという枠組みだけで人を並べれば差が出るのは当然である。運動会に問題があ るとすれば、個々人の個性を生かした競技数が確保されていないことだろう(一もし運動 会に「相撲」があったら!)。

また、自由と一体に語られる「平等」は、「等しく個人として扱われること」つまり「自由を享受できること」だと解釈することもできる。だが、より深く考えると、樋口「憲法」 212 頁が指摘するように、平等には自由とは異なる独自のニュアンスがある。そこを突き詰めた私見が本文の記載である。

lvii 上掲西谷「労働法」189 頁

lviii 日本の個人資産上位40人の資産合計

ix 立憲主義は、無政府主義ではない。立憲主義において、国家とは個人が自由を享受するためのインフラとして必要とされる。裏返せば、自由を制限しなければ成り立たない国家というものは、半ば「壊れた」国家だということができる。

□ 「組織犯罪」といえば、大きな社会問題になっている「特殊詐欺事件」の弁護を通じて感じるのは、逮捕されているのは、大概、非正規の貧困層の若者だということである。 彼らに貧困を感じるのは、金銭的なものももちろん、教育の欠如である。そこにつけこまれて、一番危険な仕事を引き受けさせられている。

また、「テロ」で最もやっかいなのは自国民が自国民を対象としたテロを行うことである。まだ日本人がテロを実行したという話しは聞かないが、今後、「自分自身からも排除」された人々が「原理主義」に救いを求め、テロリストに転化することはありうる。しかし、こ

れを力で押さえ込もうとすればするほど国が壊れていく(フィリピン化する)ジレンマに陥ってしまう。

|xi 多国籍企業は、各国のルールが標準化され、国境の障壁が低くなる方が効率的に業務をすすめられる。そして、戦後資本主義経済の事実上の標準はアメリカとドルであったから、各国政府の規制緩和・自由化の内容は、自ずと「アメリカ化」となる。上掲山田「99%」44頁参照。

|xii 「多国籍企業」は、母国に本社があり複数の国に支店を置く企業(多国籍に展開する企業)とは別次元の存在である。理念的には、本社自体が国境を越えて動く。あるいは「本社所在地」という概念自体が存在しない。1980年代から90年代にかけて、このような企業が誕生した条件は、①ソ連崩壊による世界市場の誕生、②情報通信技術(ICT)の発達、③資金の自由な国際移動を可能とする金融システムの整備、④国籍を超える強固な企業帰属意識ーであったと考えられる。ちなみに、④は日本が発祥の地である。1970年代以降、低迷を続ける世界経済の中で、日本企業は「独り勝ち」していた。各国がその原因を分析する中で、「社員の組織への忠誠心」(一「社畜」と揶揄されるまでの!)が、日本の大企業の強みであるという結論が出された。これを模倣する中で、真に国籍を超えた企業体が登場してくるのである。役員、従業員は「○○人である前に、○○社の一員である」という意識を持ち、株主の国籍も多様である一少なくとも、理念的には。なお、④の点については、「ポスト・デモクラシー 格差拡大の政策を生む政治構造」コリン・クラウチ著 青灯社 57~58 頁参照。

なお、同書は、現代の状況が、税金を免除された君主と貴族が政治権力を独占していた 革命前のフランスに似ているとも指摘する(同書 54 頁)。

他方、同書は、「完全に身軽な資本」というイメージを過度に強調することを戒めている。 曰く、このイメージは、右派と左派がともに「言い訳」として強調しているのであり、実際のところ、巨大な多国籍企業であっても、投下ずみのコストを考えれば、「移転は高くつく」のである(同書 55 頁)。上掲西谷「労働法」26 頁においても、多国籍企業にとって、経営危機に陥った時に頼るべき国家(この文脈では「母国」)が不要であるわけではないことが強調されている。

| 22日の日本・米国・英国・フランス・西ドイツ 5 か国蔵相中央銀行総裁会議における合意。合意内容には国際収支の不均衡を為替相場の調整によって是正することが含まれており、ドル高・円安から円高への契機となった。各国が為替に介入することで貿易収支の赤字で苦しむ米国を支援するのが目的で、合意前 1 ドル 230 円台のレートが、1987年末には 1 ドル 120 円台のレートで取引されるようになった。日本経済は一時期円高不況に陥るが、低金利政策などによって投機が加速され、1980年代末に向けてバブル経済が膨張した。一デジタル大辞泉の解説より

lxiv 裏返せば、事業の海外展開に失敗した企業は、消滅することとなった。いわゆる「護送船団方式」が崩壊したと言われるゆえんである。

lw なお、労働規制緩和を進めるにあたって、「自由な働き方」を選ぶ選択肢を提供するという甘言が大義名分とされた。しかし、劣悪な労働環境で働く自由が尊重に値するか、本当に労働者が望むものなのかは大いに疑問である。上掲西谷「労働法」6頁参照。

lxvi 上掲山田「99%」 27 頁参照

kwii 確かに日本政府の財政赤字は 1000 兆円を越え、kwii 確かに日本政府の財政赤字は 1000 兆円を越え、kwii であることにかわりはない。だが、その原因を社会保障費の増大だけに求めるのはフェアではない。日本の政府債務残高が急増したのは 1990 年代の半ばからであるが、これは日米構造協議で約束した「内需拡大」のために、kwii 10 年間で kwii 630 兆円(!) ものカネを公共工事に回したツケである。しかも、消費税を導入した分、法人税を減税している。このように考えれば、実は、消費税をめぐる問題の本質は、「世代間格差」ではないことがわかる。なお、財政赤字の問題については、上掲山田「kwii 13~123 頁参照。

lxviii 本文ではアメリカについて触れたが、ヨーロッパで「勝ち組」とされるドイツでも 国民分断は深刻な状況のようである。近時公開された映画「帰ってきたヒトラー」は、そ の点を見事に描いている。

|xix かように、経済のグローバル化は、多国籍企業の進出先に多大な混乱と格差をもたらす。これが、アルカイダや I S といった「国際テロ集団」が世界に拡大し、グローバル経済の中心であるアメリカに敵意を燃やす一因ではなかろうか。なお、上記山田 42 頁参照。

kx ちなみに、メキシコ進出企業に対して35%の関税を課すというのは、本来は、NAFTA協定違反のはずである。メキシコがそれに対抗措置を取れないことを見越しての発言であろうか。いずれにせよ、約束も守れない国ーというレッテルがはられることは、長期的に見て、アメリカ国民のためにはならないと思われるが...。

lxxi アベノミクスとは第二次安倍政権が掲げた経済政策である。その内容については、上 掲山田「99%」104 頁以下が詳しい。

金融緩和・財政出動・成長戦略の「3本の矢」のスローガンのうち、「鏑矢(かぶらや)」の役割を果たしたのは、日銀を巻き込んだ「異次元の金融緩和」であり、極めて有効な「口先介入」であった。山田曰く、「異次元の金融緩和」「2年で2倍の資金供給」「国債購入月7兆円」といった強いメッセージは情勢を先読みして動く内外の浮気な投資家の関心を目覚めさせ、すぐに国債価格の上昇(※長期金利低下)、株高、円安(※金利低下は円安につながる)となって表面化し、「安倍バブル」が発生した。その結果、国債・株式などを保有する内外の投資家の金融資産は上昇し、利益に浴した。他方、国民の生活は、円安による輸入物価の上昇で悪化した。

lxxii アベノミクスで行われた量的緩和は、政府が大量の国債を発行し、市中に出た国債を日銀が買い取るという手法で行われている。これは、財政法で禁じられた日銀の公債引受ならぬ「迂回融資」だという批判は強い。何かのきっかけで国債が信用を失ったときには、ハイパーインフレが起きる可能性がある。これは、弱者を直撃する。たとえば、高齢者所帯を例に取れば、貯蓄は実質的に大幅に目減りし、生活費の上昇に年金増は追いつかない。これは昭和恐慌ないし戦後の混乱期に近い大混乱をもたらす可能性がある。ちなみに、戦時中の日銀国債引受の後始末のため、終戦後、300 倍近いハイパーインフレが起きた。

| 1970 年代以降、経済の金融化が進んだ経緯については、上掲山田「99%」 112 頁参照。

lxxiv 上掲山田「99%」 51~52 頁

lxxv 今や金融取引の主役はコンピューターである。数万分の1秒単位で取引を繰り返し

(HFT)、利ざやを稼ぐ。「カジノ金融資本主義」と揶揄されるゆえんである。かつてのような長期的な視点にたっての投資は、牧歌的なものになりつつあるのかもしれない。

lxxvi 上掲西谷「労働法」109 頁は、労働条件の改善に向けての運動は、労働組合の運動に限定されず、市民運動や NPO の役割も重視すべきだと指摘する。これは、憲法を守る運動と、格差・貧困を克服する運動との接点を考える上で、重要なヒントだと思われる。

kxvii 上掲山田「99%」 $16\sim17$ 頁で引用されているところによれば、日米中韓の 4 カ国の中高生に対して行われたアンケートで、「私個人の力で政府の決定に影響を与えられない」と回答した日本の中高生は約 40%。他国の数字(概ね $10\sim20\%$)の倍以上である。この点は、私たち大人も意識改革すべきかもしれない。

lxxviii 経済学で言うところの「合成の誤謬」現象が起きているということである。「合成の誤謬」とは、何かの問題解決にあたり、一人ひとりが正しいとされる行動をとったとしても、全員が同じ行動を実行したことで想定と逆に思わぬ悪い結果を招いてしまう事例などを指す。それを解決するための手段が公的な「規制」である。

Lxix 上掲西谷「労働法」28~30 頁参照。グローバル経済に対応するには「グローバルな規制」が望ましいが、ILO の現状などを見ると、これは主要国の協力無しには実現しない。むしろ、各国政府は、ダンピング競走に走っている。だが、労働者そして市民は、各国において、グローバル化の圧力に抗して必要な労働法的規制を維持強化するための努力を放棄してはならない。まして、もともと労働法規制の水準が著しく日本においておや、である。なお、私見であるが、グローバル社会に対応することを迫られた若者たち(一たとえば、英語に堪能な人材は圧倒的に若者が多い)の中では、グローバルな「運動」が芽生える条件がある。それが各国を突き動かし、グローバルな公的規制(国際条約)につながる可能性はあるのではないか。ただ、その若者たちに、本稿のような問題意識を伝えるのは、私たちの世代の仕事ではあるが。

| ここでは、当然、トランプ大統領や安倍総理のことも念頭に入っている。ちなみに、近時、安倍総理が「長時間労働の規制」や、「同一労働同一賃金」を強調しはじめたことをどう見るかという問題がある。安倍政権の下で労働者派遣法の改悪が行われたこと、いわゆる残業代ゼロ法案を押し通そうとしていることなどから、「ロだけ」とする批判にも一理ある。ただ、自民党の宣伝ブレーンともいえる「電通」への(過労死事件への)厳しい制裁ぶりなどを見ると、ある程度本気なのではないかとも思える。しかし、私が根本的に問題だと思うのは、彼が精神的自由権を抑圧する方向で発想していることである。仮に安倍総理が真剣に労働条件の改善に取り組もうとしているのであっても、これでは、ヒトラーとナチス・ドイツの歩んだ道と同じではあるまいか。

lxxi ポピュリストが叫ぶのは「既存政治の打破」である。「打破すべき既存政治」の範囲が大きければ大きいほど、インパクトが強い。それゆえ、「打破すべき既存政治」の中に、さも当然のように「憲法」が入れられてしまう。今、さしたる具体的根拠も理由も示されぬまま「憲法改正」が叫ばれている時代背景には、このポピュリスト的発想があると思われる。「民主主義が自殺した」ナチス時代のドイツの歴史を繰り返してはならない。